

石橋レポ 第60号



発行日:令和6年2月1日(隔月1日発行)

杉浦のつぶやき



皆さん、こんにちは。建築開発部の杉浦です。能登半島地震より早1っカ月。未だ全容が明らかにな らない中、懸命の復旧作業が続いています。改めて被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。 1月末現在、石川県内の被害状況は、死者233人(うち災害関連死15名)、安否不明者19人、倒域 等の住宅被害が4万572棟となっており、今回の地震に関する被害総額は2.6兆円に上ると試算さ れております。本当に甚大な被害となってしまいました。今回、被害が拡大した要因のひとつとして、高 齢者の割合が高い地区に被害が集中したことが挙げられます。能登半島の高齢化率(65歳以上の丿 口割合)は48.9%と、全人口割合の28.4%と比較して非常に高く、築年数の古い住宅が多い地域 でした。今後の復興に向けてもこの高齢化が足かせになることは間違いありません。被災者生活再建 支援制度が利用できますが、全壊住戸の方でも最大300万円しか支給されず、また、住み慣れた町を離れ、いちからやり直すにはあまりにも遅すぎます。金銭的にも精神的にも非常に厳しい状況であるこ とは想像に難くありません。我々個人ができる支援と言えば、寄付、ボランティア、特産物の購入、ふる さと納税、旅行ぐらいでしょうか。できる限りの支援を行いたいと思います。

地震保険を考える

<地震保険の概要>

地震保険は地震・噴火またはこれらによる津波を原因とした火災・損壊・埋没または流失による被害を補償する地震 災害専用の保険で、火災保険とセットで契約する必要があり、地震保険単独では加入できません。(火災保険では地震 を原因とする火災による損害や、地震により延焼・拡大した損害は補償されません)

<地震保険の補償内容>

- 居住の用に供する建物及び家財。以下の物は対象外となります。 工場、事務所専用の建物、1個の価格が30万円を超える貴金属・宝石・通貨・有価証券など
- 火災保険の保険金額の30%~50%の範囲内で保険金額を決めることが可能。ただし建物5,000万円、 家財1,000万円が限度です。

<保険金の支払い>

■ 全 損:保険金額の100%(時価額が限度)

■ 大半損:保険金額の60%(時価額の60%が限度)

■ 小半損:保険金額の30%(時価額の30%が限度) ■ 一部損:保険金額の5%(時価額の5%が限度)



ちょっと一息 頭の体操

く答え>



<数独のルール>

- 1、空いているマスに1~9の数字をいれる。
- 2、縦・横の各列及び、太線で囲まれた3×3の ブロック内に同じ数字が複数入ってはいけない。

ルールは以上です。簡単ですよね。

でもやってみると意外に難しいですよ。

正解は欄外をご覧ください。

<問60>			1				8		
				4		7			
		6	5				3	2	
_	4				6				9
١,				3		1			
	3				8				6
		9	2				7	4	
				6		2			
			7				1		2

お問い合わせ先

石橋建設興業株式会社

碧南市山神町2丁目72番地 TEL:0566-42-8181

FAX:0566-42-8833

E-mail:ishi1957@oregano.ocn.ne.jp

● 営業内容

•土木工事

•建築工事

• 造園工事

- ・重機械の施工
- 建設用資材の納入販売
- •宅地建物取引業
- •舗装工事
- ・アスファルトガラ、コンクリートガラ、建設発生土のリサイクル

ホームへ゜ーシ゛: 石橋建設興業 検索

第二事業部 建築開発部 都築一雄:090-1235-0237/ 杉浦幹夫:080-2658-3035